

タイトル	女性に対する暴力をなくす運動 パープル・ライトアップの実施			
開催日時	11月13日（月）	午後5時30分～午後7時 ※午後5時30分より点灯式		
開催場所	市役所庁舎(壁面)			
内容	<p>■女性に対する暴力をなくす運動</p> <p>暴力は、その対象の性別や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。</p> <p>女性の人権尊重のため、女性に対する暴力の根絶と被害者支援活動などの充実を図るため、毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定められています。</p> <p>■パープル・ライトアップ</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動の一環として、期間中に全国各地で建物などがパープルにライトアップされています。</p> <p>このパープル・ライトアップを通して、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」とのメッセージが込められています。</p> <p>相談窓口：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891（最寄りのワンストップ支援センターにつながります。）</p> <p>■パープル・ライトアップの実施</p> <p>市男女共同参画推進会議では、趣旨に賛同し、ライトアップを実施します。 (R3年度に初めて実施、今回2回目)</p>			
問合せ	市民協働推進課	担当者名	桑原・浅沼	連絡先 内線 203
備考				

